

部長、参事官及び所属長  
殿  
情報通信部長

災対発第16号  
平成28年1月25日  
30年保存（口訓）  
本部長

（沿革：令和2年3月13日災対発第43号改正）

高知県警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱の制定について  
（通達甲）

高知県警察新型インフルエンザ対策委員会の設置及び運用に関し「高知県警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱の制定について（例規）」（平成20年10月16日備二発第256号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、情報通信部長にあつては、協力をお願いする。

## 別添

### 高知県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

#### 第1 高知県警察新型インフルエンザ等対策委員会

##### 1 設置

県本部に高知県警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### 2 任務

委員会は、新型インフルエンザ等（病原性が高い新型インフルエンザ及びこれと同様に危険性のある新感染症をいう。）が発生した場合において、事態を的確に把握するとともに、県民の安全を確保するために必要な警察措置を的確に行うための諸対策を推進することを任務とする。

##### 3 構成及び運営

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 本部長

副委員長 警務部長及び警備部長

委員 生活安全部長、刑事部長、交通部長、情報通信部長、首席監察官、総務参事官、組織犯罪対策参事官及び警察学校長

- (2) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その事務を代行する。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (5) (2)から(4)までに定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

#### 第2 幹事会

##### 1 設置及び任務

委員会を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

##### 2 構成及び運営

- (1) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 災害対策課長

副幹事長 災害対策課次長

幹事 課の次長（次長が二人の所属は、次長（第一）の職にある者とする。）及び情報通信部機動通信課次席

(2) 幹事会の運営については、第1の3(2)から(5)までを準用する。

### 第3 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、災害対策課において行う。